

裁判所速記官の養成再開と増員を求める会長声明

- 1 裁判所速記官制度は、民事事件、刑事事件を問わず、証言・供述調書の正確性や公平性を担保するとともに、迅速な裁判に資するものであり、裁判所法60条の2第1項は「各裁判所に裁判所速記官を置く」と規定し、各裁判所に裁判所速記官を配置することを法律上義務付けている。

ところが、最高裁判所は、平成10（1998）年度より新たな裁判所速記官の養成を停止した。そのため、平成9（1997）年時点で全国の裁判所に配置されていた800名を超える裁判所速記官は、令和4（2022）年10月時点で148名にまで減少した。

佐賀地方裁判所管内においても、現在はわずか3名のみである。

- 2 最高裁判所は、裁判所速記官による速記録に代わるものとして、法廷における録音媒体を民間業者に委託して反訳する「録音反訳」を導入している。

しかし、録音反訳では、万一書記官による録音機器の操作の誤りや機器の不具合によって録音ができていることが判明した場合、再現は不可能であることから、取り返しのつかない事態となる。事実、このような事例は各会で散見されている。

また、調書の完成に相当の日数を要するため迅速な裁判の実現にも適さない。

加えて、民間業者は法律用語に精通していないばかりか、法廷で尋問等に立ち会っていないことから、録音媒体から正確な聴き取りができず、誤字、脱字、意味不明な箇所が散見されるなどの報告もなされている。

さらに、民間業者からの情報漏洩の懸念も払しょくされない。

- 3 これに対して、裁判所速記官による速記は、法廷でリアルタイムに記録されることから、速記録が作成できないという事態は想定できない。

また、電子化した速記機械と反訳ソフトウェアの開発により、法廷での質問と

応答を直ちに文字化し、即日に速記録を作ることが技術的に可能となっている。

加えて、裁判所速記官は、法律用語等に精通している上、法廷での尋問等に立ち会い、発言が聴き取りにくい場合はその場で確認することもできることから、誤字、脱字、聞き間違いなどの危険も少ない。

さらに、速記録には、無言でうなずく動作も記載する、言葉の間や沈黙も「・・・・」と記載する、かすかな声も聴き分けるなど、供述者の法廷での動作や様子が正確に記録されている。

証言・供述調書の作成にあたり、録音反訳方式より裁判所速記官による速記録の方が、いずれの点においても優れていることは明らかである。

- 4 とりわけ、重罪事件を扱う裁判員裁判では、連日開廷が想定されるところ、録音反訳の完成を待って審理や評議を行うような訴訟進行は不可能であることから、速やかに速記録を作成する必要性は特に高い。

この点、現在では、調書の作成とは別に、証人尋問等の音声及び映像と文字データを記録するいわゆる音声認識システムを利用する運用がされている。しかし、同システムによる音声認識の精度は低く、文字化が極めて不正確であるため、誤変換が多い、解読ができないなどの問題が生じている。しかも、裁判員が評議等の時間で音声や映像を見直す時間的余裕はないのが実情である。

裁判員裁判において審理の正確性を期し、充実した評議を実現するためには、法廷での証言・供述内容を正確かつ即時に確認できることが不可欠であり、裁判所速記官による正確性の担保された速記録の必要性は特に高いというべきである。

- 5 公正で客観的な記録の存在は、国民の公正・迅速な裁判を受ける権利を保障するため不可欠な前提である。裁判の適性や裁判所の記録作成に対する国民の信頼を確保するためには、厳しい研修を受け、裁判の実情に精通した裁判所速記官による速記録の作成が必要不可欠である。録音反訳や音声認識システムによる文字化では不十分である。

6 現在、世界の多くの国々で速記官によるリアルタイム速記が取り入れられており、ハーグの国際刑事裁判所でも速記録が活用されている。また、米国では速記官が大幅に増員されている他、録音・録画に頼る記録方式から速記官による記録方式に戻した州があるとの報告もなされているなど、法廷でのリアルタイム速記は、国際的な潮流である。

最高裁判所がこのまま裁判所速記官の養成を停止し続けることは、かかる国際的な潮流にも反する。

7 よって、当会は、最高裁判所に対し、速やかに裁判所速記官の養成を再開して裁判所速記官を増員することを求めるとともに、国に対し、これに必要な予算措置を講じることを併せて求めるものである。

令和5年9月20日

佐賀県弁護士会

会長 櫻田 康 則